

第27回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成27年4月21日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名
 - 1番 山口 忠雄
 - 2番 関 憲夫
 - 3番 高浦 芳一
 - 4番 篠原 覚
 - 5番 柳井 進
 - 6番 渡邊 久芝
 - 7番 渡邊 邦男
 - 8番 積田 雅美
 - 9番 佐久間 政男
 - 10番 多田 總一郎
 - 11番 山下 和彦
 - 12番 宮嶋 十郎
 - 13番 中川 喜一郎
 - 14番 板倉 保
 - 15番 佐久間 正夫
 - 16番 奥野 政義
 - 17番 峯下 健次
 - 19番 佐久間 保夫
 - 20番 地引 正和
 - 21番 御園 豊
 - 22番 葛田 吉弥
 - 24番 渡邊 喜一
 - 25番 笹生 猛
 - 26番 藤井 幸光
 - 27番 佐久間 清
- 5 欠席委員 1名
 - 18番 川名 康夫
- 6 出席事務局職員 4名
 - 佐久間事務局長
 - 在原副参事
 - 鈴木主幹
 - 高品副主査

開 会

平成27年4月21日午後3時00分 開会

- 議長（中川喜一郎君） ただいまより第27回農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。
次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員。

議事録署名委員の指名

- 議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。
7番、渡邊邦男委員、8番、積田雅美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（中川喜一郎君） それでは、日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号 専決処分の承認について議題といたします。
議案第1号について事務局の説明を求めます。
事務局長、佐久間君。
- 事務局長（佐久間泰利君） それでは、議案1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。
平成27年4月1日付、市の人事異動に伴いまして、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定によりまして、会長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
次のページをごらんいただきたいと思います。ごらんの専決処分書のとおり、転出者、森博副参事にかわりまして、転入者、在原浩一副参事、高品吉朗副主査となっております。
以上です。よろしく願いいたします。
- 議長（中川喜一郎君） 本案件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（中川喜一郎君） 異議はないようですので、議案第1号 専決処分の承認について、賛成の方は挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕
- 議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。
よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、農地法第3条についてご説明申し上げます。議案3ページをごらんください。本件は、平成27年4月2日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は遠方のため耕作できないとのこと。譲受人は、自宅に隣接する農地であり、耕作するのに便利であることから取得したいとのこと。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字石塚台です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、管理されておりました。

現地調査につきましては、神納でございますが、坂戸市場に近接していることから、地引委員に現地調査をお願いいたしました。

総会資料2ページに、木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地がありますが、従前から貸し付けている農地で、現在も継続して借受人が耕作しているとのことです。

農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で160日とのこと。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

4月15日に現地に行きまして、代理人の 〇〇 さんと2人で現地を見ました。今、言われましたように、〇〇さんの家のすぐそばの耕作地でございます。そしてまた、〇〇さんとこの〇〇さんとは姻戚関係ということで、どうせ手放すのなら、私に行く行く譲ってくれというようなことでもございました。それで、先ほど言われましたように、耕作されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号の2についてご説明申し上げます。議案3ページをごらんください。本件は、平成27年3月10日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は高齢のため耕作できないとのことから譲りたいとのこと。譲受人は、自宅に近く、耕作するのに便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字釜沼です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。

会議資料4ページに、木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書のほうを添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具については、農用トラック、耕うん機を所有しており、苗づくり、水の管理はみずから行い、耕うん、田植え、刈り取り調整等の作業については、みずからも組合員である農事組合法人に委託しているとのこと。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で220日とのこと。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

取得する田の周囲は水稲作付地帯で、取得後も今までどおり水稲を栽培するとのこと。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番の佐久間です。

4月18日午後1時、代理人の行政書士の さんと現地で会い、話を聞きましたところ、 さんは高齢のため耕作できないということでした。それで、耕作できないという話で、売りたいという

ことで さんに話をしたら、近くで耕作しているので、耕作上便利であるということでした。それで、現在は水田で田植えが済んでいました。

皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案3ページをごらんください。本件は、平成27年3月30日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は高齢のため耕作できないとのことから贈与したいとのこと。譲受人は、自作地に隣接しており、耕作するのに便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、三箇字茅刈場です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料6ページに、所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で250日とのこと。です。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのこと。です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番（佐久間政男君） 9番、佐久間です。

4月16日午後6時ごろ、さんと現地を確認しました。現地は、田植えの準備をされ、きれいな状態で、特に問題ありませんでした。内容につきましては、事務局の説明にありましたとおり、現地は東横田から馬来田の間ぐらいで、資料5ページをごらんになっていただければわかりますとおり、JR久留里線より北200メートルぐらいのところに位置します。さんとさんはおいとおじの関係で、さんがこの土地を長年管理してきて、さんは高齢でさんにこの土地を長年耕作したので、譲るという話でした。

皆さんのご審議よろしくお願ひします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第3号整理番号1についてご説明いたします。議案4ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受けて、農地1筆2,418平方メートルの計画区域内に保育施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利等、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年3月5日に申請書の提出がなされ、前回3月18日の農業委員会総

会において継続審議となりました案件でございます。前回説明させていただいておりますが、再度概略を説明させていただきます。

総会資料7ページをごらんください。申請地は、槇の実養護学校の東側に位置し、広がりのある農地の中にあることから第1種農地と判断されます。

農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可することができないとされておりますが、例外的に許可できるものが列挙されています。

今回の案件については、民間が設置しようとするものでありますが、その公共性が高く、社会福祉法に規定する事業を行うものであることから、例外に該当すると見込まれるものであります。

本件取り扱いについては、君津農業事務所に相談をし、第1種農地の転用の例外に該当する案件であることについて共通理解をしております。

総会資料8ページに土地利用計画図を添付しております。ごらんください。この計画により、申請建物1棟、床面積226.9平方メートル、駐車場14台、園庭その他の土地利用計画がされています。

排水関係について、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し市道側溝へ、雨水については雨水貯留槽により抑制し、市道の側溝へ排水する計画であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第3号の整理番号1号については、前回3月からの継続審議案件であり、譲受人が譲渡人から賃貸借により借り受けして、保育施設用地に転用しようとするものであります。

4月15日に運営委員会を開催いたしました。本件は継続審議案件のため、現地調査を省略し、審議から行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における審議には、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である奥野政義委員にも出席いただき、午後4時30分から市役所会議室にて行いました。また、審議に当たり、市の保育計画に基づく申請であることから、市の保育業務を所管する福祉部長、子育て支援課長にも出席いただきました。

事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からの説明と前回の審議で指摘を受けた2点について報告がありました。

1点目の隣接農地地権者への説明については、3月28日に隣接地権者宅を譲受人及び代理人が訪問し、事業に関する説明などを行ったこと、また隣接地権者から、隣接地で農業を行うに当たり、農業機械の音、薬剤の使用などについての協定を結ぶ申し出を受け、協定を結ぶことにしたとの説明を受けました。

また、2点目の周辺の荒廃農地を候補地としての事業化については、周辺の日当たりや伐採、整地、土どめなど、環境との経費の面から断念し、本申請箇所での計画となったとの説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

園庭が広く感じるが、算出基礎があるのかとの問いに対しては、算出基準などは特にはない。園庭は、災害時の避難場所などでも使用できると考えている。

隣接の農地地権者との協定については、薬剤の使用時、風があれば流されたりするがとの問いには、散布する日を確認するなど随時対応する。

定員はどのくらいか。また、園児の通園はどのような方法かの問いには、定員は19名、園児は保護者が送迎するとの回答を得ました。

また、担当地区委員から、計画地の前面道路は日ごろから通勤時間帯の交通量が多い。また子供たちの通学路にもなっていることから、市に対し歩道の整備が要望されている。この保育施設の設置により、交通状況の変化も想定され、危険が大きくなると思われるので、早急に歩道の整備は考えられないかとの質問に対し、譲受人から申請地の前であれば、設計の変更などで対応の考えがあるとのことでしたが、部分的なものでは逆に危険であること、また歩道の整備については市の道路の所管課が行うものであることから、申請者との歩道整備の話は終了しました。

その他、隣接地関係、交通安全対策、施設の関係など多くの質問に対しても回答をいただきました。

譲受人、代理人及び市職員が退席後、運営委員会委員による討論を行ったところ、前面道路の歩道整備については整備が必要ではないかとの意見の一方、歩道の整備と転用審査は別ではないかなど、歩道整備に関する意見が各委員から述べられました。

採決の結果、賛成多数にて、議案第3号の整理番号1号については許可すべきものとなりましたが、附帯決議として歩道整備の要望に対しては、農業委員会事務局から関係部署への働きかけに協力することの決議をいただきました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、こんな立派な農地というのは大事にすべきものだと思うのです。遊休農地とか耕作放棄地とか、そんなところのあれが転用するのだったら、俺問題ないと思うのだけれども、こんな立派な農地というのは転用すべきではないと思うのだけれども、転用するのはよくないと思うのだけれども、その辺のところを何か意見があれば聞かせてほしいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 質疑ですから、事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

意見ということだったのですが、その辺前回の指摘事項でもありまして、事業者のほう、申請人のほうに確認したところだと、やはり事業をやっていく上で、先ほど説明ありましたけれども、伐採、それから整地、土どめ、日当たりとかという点、全てにおいて事業を展開するのに成り立たない状況になってしまうということで、現地での計画を進めさせてほしいということの回答をいただいております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） それは業者側のサイドで、例えばなのだけれども、畑だから簡単に事業ができるような設備がつかれるのだけれども、我々農業委員からしたら、そんな農地というのは大事にして、これ農地としてずっと使ったほうがいいと思う。それがもうほかにそういうところがないのだったら別だろうけれども、そういう例えば田んぼなんかだっただアシの生えるところは、もうほとんどつくりから遊んでいるところいっぱいある。俺はそういう考え方で、こういうあれは俺ちょっと賛成はできないと思う。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、何かございますか。

局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 渡邊委員、確かにおっしゃるとおりで、優良な農地は守るべきというのが農業委員会の立場ではないかと私も思っております。ただし、先ほどの説明にもありましたとおり、ここの候補地は第1種農地内にありまして、通常では転用というものがなかなか許可できないというような土地であります。ただし、今回この保育所については社会福祉施設ということで、特別扱いをするというふうな条件がついての転用となっておりますので、その点をご理解いただければと思います。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） それで、保育所の朝夕の父兄の送り迎えの車というのはすごいのだ。俺、根形保育所の前を見たことあるのだけれども、そういうやつを見て、こういうやつが判断されているかどうか、その辺教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、在原さん。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

父兄の送迎については、やはり朝夕送迎されるわけなのですが、その辺については当然状況変化のときに交通整理等の職員を配置するなどした上で対応したいということを業者のほうから確認しております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑……

どうぞ、渡邊さん。

○24番（渡邊喜一君） それでも、例えば堆肥なんか散布すると臭いとかなんとかって、すぐ問題になるのだけれども、先ほど何か農薬だか何か散布のときは、それを避けてあれする云々と言ったけれども、その辺はどうなのですか。堆肥の散布とか、そういうにおいの問題とか、そういうやつは自由にやってもいいのかどうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

ご質問の件ですが、先ほど協定の話が出たかと思うのですけれども、その中でやはり農薬散布、機械の騒音、それからにおい等、発生することは想定されると思います。その中で、もともと農業をやっている方々ですから、この協定のほうは農業やっている方からの申し出で、こういうことが想定されますけれども、それでも大丈夫ですかということからの協定の始まりだそうです。そして、協定については今現在もう締結をして、ただ施行日については、その幼稚園が開園した場合ということで締結したというお話を伺っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

笹生委員。

○25番（笹生 猛君） ちょっと確認なのですけれども、農地の転用を許可するか、しないかというのは、この委員会で決めることだと思うのですけれども、ずっと農業委員会に所属して違和感を感じたことをちょっと言葉に発しますけれども、事務局の説明はいつも申請者側の利益を代表するような言葉が多い気がするのです。ただ、法律の解釈としてはこういうふうです、そしてお諮りくださいではなくて、農業委員会というのは農地を守るという前提であって、我々はどういうことが必要なのかということを経験に基づいて判断するはずなのに、今の局長の話だと、もうこれは許可するべきだみたいに、うがったように聞こえるのです。そうではなくて、こういう意見があります。多様な意見があって、それが適切なのかどうかということを経験で合議する場であるはずなのに、ちょっとここ私が所属してからも、申請をする側の意見を代弁しているようなことが多く聞こえるので、それはもしそういう申請したものは法律に基づいているので許可するべきだという立場があるなら、それもわかりますけれども、それをあくまでも決めるのは農業委員の責任と権限であるということを確認したいのですけれども、この見解は間違っているかどうかというのをまずお聞かせください。

○運営委員会委員長（地引正和君） 私のほうからでいいですか。

○議長（中川喜一郎君） 地引委員。

○運営委員会委員長（地引正和君） では、私のほうからお答えしますけれども、先ほど渡邊委員がおっしゃったように、我々はここが1種農地ということで、非常にその農地を大切にしているということで、2回にわたりまして、かなり長い時間討議しました。その中では、いろんな意見も出たし、あ

くまでも農業委員としての意見の中での審議です。だから、やる側に立ってどうのこうのということはありませんので、それだけをご承知願いたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 笹生委員。

○25番（笹生 猛君） 今それは農業委員の意見は、いろいろ立場というのは判断があっていいと思う。それは例えばこういう公共性の高いものに関しては、どんどん農地であっても認めようという立場の人もあれば、ちょっと待てと、農地を守ることが我々の責任だという、これはいろいろあっていいと思う。ただ、事務局の説明を今聞くと、どっちかという利益を申請者側に立っているのではないかと聞こえるので、もしそうだとしたらそれはまずいのではないのかと思うのですと、そしてそれは見解として間違っているのかどうなのかということをもっと聞きたいので、それでいろいろ、さまざまな意見を聞いた上で、ここで最終的に決めればいい話なので、いろんな立場はそれはあっていいと思うので、そこはどこに立てとかという話ではないということから私は理解してもらいたいと思うのです。ただ、そのところが今どちらかという、申請者のごとくのこと言っているように聞こえたので、それは越権行為ではないのかというふうに思えたので、そのことの見解についてお聞かせくださいということです。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） まず、笹生委員さんのお考えになっていることは、間違っているという部分はありません。解釈のとおりだと思います。ただ、私ども事務局としましては、書類に不備がある、許可にならない案件、こういったものはなから窓口で排除するような状況であります。こちらの総会に議題として提案する案件については、これは私ども技術指針、転用指針に基づいて、これはいけるであろうという案件のみ提案させていただいております。ですから、ちょっと説明の仕方です事業者に肩を持つような形で聞こえるのであれば、今後改良したいと思いますが、転用指針に合致しているということで提案させていただいているということをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいままで質疑の応答をいたしました。この辺から質疑を終結いたしまして討論に移りたいと思いますが。

どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

討論になるかどうかわかりませんが、この案件、渡邊委員さんのおっしゃったように、私どもの地元で非常にきれいに管理されている土地でありまして、ましてや1種農地で、これが私どもの耳に入ったのが昨年12月、そのときに既に業者が地元の区長のほうに工程表まで持ってきてまして、いつ幾日に農業委員会が許可をして、こういう形でできると、それはそのときに私が農業委員会の事務局のほうに問い合わせをしたら、その話は聞いていないというような話でした。ですから、そういうことの

中で前回も3月の運営委員会の際にも子育て支援課のほうに来ていただいて、市が相談相手でありながら、ましてや1種農地を転用するという話であるのに、農業委員会にその辺の話がないというのはどういうことなのだと。

それと、もう一点、まるっきり同じような条件の中ですぐ近くに耕作放棄地があると、条件もほとんど同じだけれども、これについて何ら検討しないで、この土地にというような話もさせていただきました。私も地元の中で、その後に先般の総会でも地元に来て、その業者の人が説明をしていったわけではありますが、正直言っていまだに腑に落ちない部分がいっぱいあります。

ただ、今局長がお話しされましたように、例外規定として要領、要綱に合って、それで業者と貸付者が了解しているので、私としては賛成できないことなのではあります。そうするとそのときに何かあるかという、やはりあそこは通学路になっていて、児童数は今の時代ですから少ないですけれども、朝晩の交通量は非常に多いと、ましてやこれ見ればわかるとおり、すぐ隣が というバス会社であります。擁壁が非常に高くなっていて見通しが悪い。反対側が といひまして、これも地元の、元々の地元ではなくて、後で今解体中なのですけれども、それで困りがあると、非常に見づらい場所で、ここにこういう施設ができるということは、朝晩の送迎、今ありましたとおり送迎のときには非常に危険な形になるのではないかと、ましてや子供の通学時間帯と一緒に、それで歩道の整備という、もしこれをやるのなら、市が、前々からこの地域として歩道の整備をお願いしているところなのですが、10年来要望していても前に進んだような話がないということの中で、お願いをし、前倒しなり、あるいは同時並行で歩道の整備をしてくれないかと、これは農業委員としての範疇を超えているかもしれないのですけれども、地元としての、住む人間として、やはりこういう市としての行政的な要望に応えるがために、地元の児童生徒が危険に遭うようなことを認めていったなら、やっぱりそれは本末転倒ではないのかというふうに思いましたので要望しました。

昨日改めて子育て支援課の課長がうちへ見えまして、それで私も地元の区長と一緒に話を伺いました。私の勉強不足の部分あったのですが、あの部分についての歩道整備は市の計画にのっております。平成31年にそれに入るというような形の中で、これは市のホームページに載っているということで、ですからこれについてのできるだけ前倒しの形での整備というのを要望したのでありますが、なかなか子育て支援担当課長は担当課長なりの形もありますので、できるだけ、もしできるのであれば、その辺の環境整備を進めてほしいという改めでは申し上げましたが、具体的な回答は得られませんでした。ですから、今の段階としてはその辺が子育て支援課なりとしては、担当課としては精いっぱい回答なのかというふうに思います。ですから、先ほどありましたとおり、また農業委員会事務局なり子育て支援課なりでまた連携をしていただいて、もしここで本日可決されるのであるのなら、その辺改めてお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（中川喜一郎君） 討論、ほかにございますか。

どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 事実を確認していないのだけれども、この辺の土地というのは昭和初期、山とか、そういうやつをトンビ鋤で多分興した畑だと思うのだ、必死になって。俺すぐそのところではないけれども、トンビ鋤で興している山の姿を子供のころ見ているのだ。だから、やっぱりそういう農地だからこそ、俺は本当にこれは大事にして、ずっと農業をやれるような状態をキープしてほしい、そういう願いで私はこういうことを言っています。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論のある方いらっしゃいますか。

御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます

先ほどからいろんな意見が出ておりますけれども、もっともだと思いますが、この施設そのものの土地の利用方法なのですが、昨今この道路際にこういったものがいろいろできますけれども、やはり特に子供を扱う施設の周り、道路等の境については、先ほどもありましたように、通学路にもなっているということであるならばこそ、この道路と敷地のところに歩道をこの施設側から設置させるというのが一つの歩道確保の要因かと思うのです。というのは、私も幽谷分校の前に がやはり工場をつくってあるわけですが、当時道路際に擁壁、道路と敷地内の擁壁を建設途中だったときに、ちょうど私通りかかって伺ったら、道路ぎりぎりに擁壁をつくるようになっていて工事始まっておったのですが、それはやはり業者側に申し込んで、地元PTAから申し込ませて、その事業敷地側のほうに歩道相当の余白をつくらせた経緯があります。

よって、こういう施設は今後袖ヶ浦にいろいろつくっていられると思うのですが、一旦この道路との境界に擁壁をつくってしまうと、あとは敷地管理者のほうがなかなか歩道をつくる時にも交渉難になる場合が往々にしてありますし、こういったものをつくる時点で地元としては歩道を設置することを条件としたいというようなことで要望していただくと同時に、行政側もこの認可については、こういったような施設については歩道を設置してくれということを行政側からも強く要請するような、そしてそれを協力していただくような指導があってしかるべきかというふうに昨今感じます。なかなかこういうものを一旦つくってしまうと、今度は市のほうはこれを買収だとかということになると、やはり買収になると価格の面や条件の面でなかなか苦労しているようでございますから、こういった施設をつくる前提の中に行政側からの条件としてこういう歩道のない道路、特にこれは県道になっています、たしか。ですから、特にこういった1級市道のところには歩道を業者側に設置させるというようなことを計らうべきではないかと思っておりますので、その点強く要望したらいかがかと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 討論、ほかにどなたかありますか。

今の関連で、事務局、何かありますか。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

業者側のほうから、工事敷地前の歩道のその件、運営委員会のとときにやはり同じ話が出まして、考え的には自分たちの敷地の前であれば、当然その歩道の整備について対応したいという話でした。ただ、歩道の整備というのが線的にやっていかないとなかなか大変で、逆に部分的に歩道があったりすると危険がふえる状況も考えられるということで、それはまたほかの部分については所管課、道路関係課のほうやるべきだろうというようなこともありまして、一旦その場で話が終了した次第であります。ただ、当然建設で工事の関係の話がありますので、それについてはまずうちのほうにこの転用の申請来る前に開発の申請のときの意見というのが回ってまいりますので、そのときに状況によって歩道について要注意というような形の回答をしていきたいとは思いますが、ご理解いただければと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成14名でございます。賛成多数でございますので、よって議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

続きまして、議案第3号整理番号2についてご説明いたします。

議案8ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、同居の親族及び県外在住の親族である所有者から申請地を使用貸借にて借り受けし、農地2筆81平方メートルと宅地333.87平方メートルの合計414.87平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

なお、本件については、平成27年3月30日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、付近、県道木更津袖ケ浦線の小櫃橋の東南側約80メートルで、自宅敷地内に位置し、住宅による分断が見られる第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料11ページのとおりであり、同じく12ページの写真にある申請地に隣接する建物を撤去し、その撤去した部分もあわせて利用して、196枚のパネルの設置が計画されています。

排水については、汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透による処理となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

4月6日の日、現地を確認しました。これは農地のほうが非常に面積、畑は少ししかないのですが、あとは全く自分の宅地内にこういう施設をやるということでした。この方は、昨年でしたっけ、約1,700万の自己資金で、その反対側にやっぱり太陽光発電をやっております。今回の場合には、やっぱり自己資金で1,600万かけてやるということなので、その当時話聞いたのでは大体五、六年で採算がとれるというような話を聞いておりますけれども、果たしてどうかわかりませんが、本人は意欲満々でそういう話をしておりました。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第3号整理番号3についてご説明いたします。

議案8ページをごらんください。本件は、市内の法人が木更津市在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地2筆で2,012平方メートルの計画区域内に、障害者福祉施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年3月31日に申請書の提出がありました。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、平川行政センター、JR久留里線東横田駅の東側約450メートルに位置し、南側に線路、また住宅に分断される第2種農地であると判断されます。

総会資料14ページに今回の障害者施設の土地利用計画の図面を添付しておりますが、建築面積385.06平方メートルの平家建て建物1棟、駐車場、庭から成る計画であります。

排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽により処理し、地先、西側です。排水路に放流し、雨水については抑制施設を設置し、同じく地先の排水路に放流する計画であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第3号の整理番号3号につきましては、譲受人が譲渡人から売買により取得して、障害者福祉施設用地に転用しようとするものであります。

4月15日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である関憲夫委員にも出席いただき、午後2時10分から実施いたしました。

現地では、対象農地の現地確認をするとともに、現地において説明をいただきました。

現地での主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

計画区域の隣に水田が耕作されているが、日当たりのことから、どのような建物が建設されるのかの問いに対しては、高さ6メートルぐらいの平家建ての建物を建設する。

隣接との境の土どめに一部破損している箇所があるがの問いに対しては、工事の中で必要な箇所は修理する。

排水についてはどのように処理するのかの問いに対しては、汚水雑排水は合併浄化槽により処理し、西側にある排水路に放流、雨水は抑制施設を設置し、同じく西側の排水路に放流するとのことでした。

また、この施設はどのような事業を行うのかの問いに対しては、障害者のデイサービスであり、リハビリなども行うとの回答を得ました。

審査会には、譲受人の代理人並びに担当地区農業委員に出席いただき、午後3時50分から市役所会議室にて行いました。

事務局からの議案説明を受けた後、譲受人の代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員からの質問があり、譲受人の代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

入り口付近の構造はどのようなものかとの質問については、土どめはL型の擁壁で透水性の舗装を行う。また、隣の田の前の道は側溝をつけて舗装するとの回答がありました。

合併浄化槽は何人槽なのか、また計画区域内の敷地の高さについてはという問いに対して、合併浄化槽は30人槽、計画区域の高さは表土の打ちかえをしようと思うが、高さは現在と同じであるとの回答がありました。

申請書の登記地目は田であり、現況は畑とあるが、埋め立てられ砕石が敷かれているとの問いについては、以前資材置場にする予定で転用許可を取ったが、使用しなかった。そのため今回この事業に当たり改めて申請することとしたという回答でした。

その他の質問に対する回答もいただきました。

譲受人の代理人が退席後、運営委員会委員による討論を行ったところ、昭和48年に農地転用許可を受け、資材置き場としてあり、その許可についてどう取り扱うのか、その取り扱いを明確にすべきという意見のほか、農振除外の手續と農振に指定された経緯なども確認する必要があるとの意見が出ました。

委員からは、疑問点が多く審査に至らないとのことから、採決の結果、運営委員全員一致にて議案第3号の整理番号3号については継続審議となりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

先ほど運営委員長報告では継続審議との報告がございましたので、継続審議としての採決にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、採決をいたします。

議案第3号の3について、運営委員長報告のとおり継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については継続審議と決定いたします。

議案第4号 平成27年度第1次農用地利用集積計画承認の件

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第4号 平成27年度第1次農用地利用集積計画承認の件を議題といたしますが、委員の本人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

{ 番 委員退席 }

○議長(中川喜一郎君) それでは、議案第4号 平成27年度第1次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が4件で、87.44アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)5ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請件数が2件で、申請面積は57.94アール、更新でございます。さんですが、申請面積は9.58アール、これは新規設定でございます。さんですが、申請面積は19.92アール、こちらは農地利用集積円滑化団体である君津市農業協同組合のあっせんによる申請です。

以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

{ 「なし」と言う人あり }

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

{ 「なし」と言う人あり }

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

{ 賛成者挙手 }

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔 番 委員着席 〕

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

報告第1号についてご報告いたします。

議案5ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年3月1日から平成27年3月31日までで1件でございます。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案6ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年3月1日から平成27年3月31日までで12件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

どうぞ。

○21番（御園 豊君） その他ですね。

○議長（中川喜一郎君） そうです。

○21番（御園 豊君） 前回の総会において、川名委員の取り扱いについて、その後どう考えているのかということで確認していただきたいという願いをしてあったわけですが、その件についてどうなっているのか、最初をお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） それでは、私のほうから、川名委員の件についてご報告いたします。

まず、8月26日に川名委員のところに局長と書類を提出に行きました。本人は、本人いわく9月の総会に出席して皆の前で話をしたいと、そういうことで1回目は本人とのやりとりは終わっています。

そして、本人が8月26日に行った翌月、9月の総会は本人は欠席でございます。9月総会欠席になりましたので、再度辞職勧告が噴出したしまったので、これについても本人に会って、こういう現状をみんなに説明するという事で以前お話ししたのだけれども、本人はどうかと、本人は最初は後で話をするという話いたしましたが、この2度目の辞職勧告の話も、その時点では全然話は進展ございません。本人は余り話はしたくないと、今までも自分自身金品は何も授受していないから、それ以上責任は何もないから話はしたくないということで今まで来ております。

ついせんだって、私と山口職務代理者で本人が半年以上ずっとナシのつづてのままですから、どういう考えを持っているのだという話を再三伺って聞いてきました。これは4月14日午後一で2人行ってきましたが、本人は以前審議が進まないからということで出されたけれども、そのときに悔し紛れに俺は年内にやめるような話をしたけれども、今はそういう考えは、ついこの間14日に行ったときも何も本人はそういう反省というか、責任感は全く感じられない。何も、私何度も行って、こんなにコピーしたような話で、全然話にならないということで、がっかりして帰ってきましたが、今の時点では話にならないです。これは私会長、あと職務代理、局長、3人で行っても全然話聞いてくれない。これどなたか行って話になるかどうかわかりませんが、本人の責任感のなさというのは本当に愕然としたものがあります。つい先日は、私職務代理と行ったときに、非常にこのことは余り言いたくなかったのですが、半年以上も公費、我々給料いただいている関係で、やっぱり早くそういう行動に移さないといけないのではないかという話までちょこっと言いましたけれども、俺は金品もらっていないから、今は何も責任感ないと、もうそれだけかということで言われたから、その場でしばらく黙って、もう話進みませんので2人で帰ってきた状態です。

これからといっても、本当に本人の農業委員3期やられている人が、こんな考えなのかという気はしますが、対応しても全然進展が見られないので、私は静観、ちょっと動くすべがありません。一応この半年間いろいろ動いてきましたが、以上でございます。

どうぞ。

○21番（御園 豊君） 本人が弁護士と相談しているということ去年お話ししておったわけですが、その弁護士との相談については何らかのお話ししておりましたでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 弁護士の件ですね、この件も以前弁護士とコンタクトをとっているようなそぶりがありましたので、今弁護士とどの程度までやられているか、ちょっと差し支えなかったら教えてくれと言ったら、全然コンタクト何もとっていないと、だから出任せで言ったような気がするのです。今は何もとっていないと、以上でございます。

はい。

○21番（御園 豊君） 川名委員自身が、今までの経過を聞きますと、本人がいわゆるそういった公務員法に対する認識が全くないようであります。そして、我々公務員として税金をいただいて職務を遂行しているわけでございますし、そして現在のような形で川名委員が何ら自分の反省をする気もない

し、また行動もないというようなことで、このまま引き続いて彼に報酬として月々の税金を貸与しているということは、やはり農業委員会全体の問題であるかと思えます。そして、我々が川名委員の対応、処遇に対して何ら位置づけをしないということであれば、やはりこれは市民から農業委員会はどくなっているのだという疑念を持たれているわけでございますし、かつてからこの問題が発覚した当時の農業委員会は、自浄努力をできるかどうかということに投げかけられているわけでもございまして、また辞職勧告決議をした動議に対しても、公務員法違反ということの中での攻防でございましたので、そしてそこら辺のことも彼自身が何ら反省していない。そして、自分の責任も痛感していない現況を考えたときに、このままにしておけば恐らく任期までこのままの状態経過していくものと思われる。よって、やはりこれはいつか何らかの形で決着をつけるべきではないかと思えます。

よって、当農業委員会では農業委員が農業委員を告発するということが適切かどうか、そこら辺は法の番人に聞いてみななければわからないこともございますけれども、いずれにしても公務員法違反というものはこれは明確になって、文章に書いてあるとおりでございますし、刑事訴訟法第239条第1項、2項に、やはり公務員は告発義務があるということが明記されております。よって、ここら辺の法の解釈の中で、当農業委員会として川名委員の処置の対応を何らかの形で、これ考えざるを得ないのではないかと思うのですが、そこら辺皆さんのご意見を聞きながら、いわゆる公務員法違反というものに対しての決着に向けて行動を起こすべきでないかと、こんなふう考えているものでありますが、そこら辺をひとつ皆さんで論議されたいかがでしょうかと提案をしたいと思えます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたがありますか。

今言われたことは、また検討して邁進していきたいと思えます。どういう対応が現時点であるか、まだわかりませんが、今御園委員から言われたことをまた……

今、局長にお話伺いました。市役所に顧問弁護士の方がおられるということで、この件については専門家である弁護士さんに相談してみたいと思えますので、事務局あるいは会長、副会長でこれについては対応してみたいと思えますので、了解してください。

ほかに、どうぞ。

○25番（笹生 猛君） 先ほど柳井さんから出た学校給食の件なのですけれども、袖ヶ浦市の今の施策等に関しましては、議会でもいろいろな提案をしたりチェックをしたりしているのですけれども、実際にちょっと農家の人たちの実態と違うようなことがあるというふうに考えます。ですから、あいうお話は農業委員会のほうから、こういう形でもっともっと農業振興に役立てるような施策をやってくれという意見が出てくると、議会としてもいろいろ取り上げやすいし、また施策に取り入れるようなこともできると思えますので、そういったことがありましたら、どんどん皆さんで議論していただいて出していただければ、我々にやれと言っただけならば、しっかりやりますので、給食センターの食材の件だったり、さっきちょっと休憩中にあったのですけれども、ゆりの里の件も含めて、そういった実態に合わない部分、実態を踏まえた上での提案がいただければ、しっかりとやりたいと思いま

すので、そういうことがわかる文書をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） ここで言っているのだろうと思うけれども、きょうこれ終わってから……

○議長（中川喜一郎君） 後のことは、またありますので、ちょっと待ってください。

ほかに関連、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、事務局、何かございましたら、よろしくをお願いします。

事務局、在原さん。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

その他ということで、2点ほどご報告させていただきます。まず、前回3月の総会においてご意見のありました の市内農地の管理状況について、電話による事情聴取を行いましたので、ご報告させていただきます。

4月8日、 、 氏から電話連絡をいただき、農業委員会総会において市内の農地について管理状況が思わしくないこと、またその状況の中、他県での事業に取り組んでいるようだが、いかがなものかと意見があったことから、それについての状況説明をお願いしました。

それによりますと、福島県において放射能の除染作業を行っているとのことで、経営の問題もあり、農業収入だけでは限りがあるため行っているとのことでした。また、市内の農地の管理状況については、計画を立てて草刈りを行っているが、常時の管理ができていない。しかし、迷惑をかけないようにしたいとのことで、除草等についての不備は対応するので、連絡をいただきたいとのことでした。そのため、農業委員会として常時の管理に努めるように指導して終わりました。

次に、2点目ですが、同じく前回の3月の総会において継続審議案件となった申請人、 による川原井地先での太陽光発電施設についてですが、地元区での説明会が開催できておらず、また提出書類の不備により今回の審議に間に合わなかったため、申請代理人から審議の先送りの申し出がありました。

そのため、不備部分の是正等の期限を今月いっぱいとし、是正できない場合については申請を取り下げる旨の文書を申請代理人から受領しておりますので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、ほかにはありませんね。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第27回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時18分 閉会